

入 札 説 明 書

令和 8 年 7 月 2 7 日

この入札説明書は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和 3 9 年規則第 4 号。以下「財務規則」という。）及び本件入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県消防防災ヘリコプターの点検整備業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 名称及び数量

秋田県消防防災ヘリコプター点検整備業務委託一式

（型式：川崎式 B K 1 1 7 C－2 型、登録記号：J A 0 5 A R）

(2) 点検整備の仕様等

仕様書及び金額を記載しない積算書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで

(4) 機体引渡場所及び領収場所

受託者の整備実施工場で引き渡し、耐空検査合格後に受託者の整備実施工場で領収する。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 0 条第 1 項に規定する認定事業場で、川崎式 B K 1 1 7 C－2 型回転翼航空機系列型の整備検査能力、整備改造能力及び修理改造能力の認定を受けていること。

(5) 航空機製造事業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 7 号）第 2 条の 2 に規定する修理事業の許可事業者で、同法第 9 条第 1 項に規定する川崎式 B K 1 1 7 C－2 型回転翼航空機の修理方法の認可を受けていること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

ア 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 履歴事項全部証明書の写し
- ③ 航空法に規定する「事業場認定書」の写し及び航空機製造事業法に規定する「航空機修理方法認可証」の写し

イ 提出期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月7日（金）まで

ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

ウ 提出時間

午前9時から午後5時まで

エ 提出場所

郵便番号010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠40番地1
（秋田県航空基地庁舎）
秋田県総務部総合防災課消防保安室
消防防災航空隊チーム

オ 提出部数

1部

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認を行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 仕様書等の配布

本委託に係る仕様書、金額を記載しない積算書及び契約書案等については、本書と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に令和8年7月27日（月）から令和8年8月7日（金）までの期間において掲載する。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、令和8年8月5日（水）午前11時までに秋田県総務部総合防災課消防保安室消防防災航空隊チームに対し書面により行わなければならない。

(2) 質問に対する回答は、令和8年8月7日（金）までに秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金（ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債又は郵便貯金銀行の発行する為替払出証書若しくは為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金（ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債又は郵便貯金銀行の発行する為替払出証書若しくは為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）を納付しなければならない。なお、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の書類を審査した結果、免除が認められた者

① 入札保証金免除申請書（様式第2号）

② 県を被保険者とする入札保証保険契約証書、又は過去2年の間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し履行したことが確認できる書類（契約書及び支払通知書の写し等）

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除が認められた者、又はアの審査により過去2年の間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し履行したことが確認され入札保証金の免除が認められた者

ウ アの審査書類の提出期間等は、3の(1)のイからオまでのとおりとする。

7 入札書の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書等を提出した者は、開札予定日時に入札会場に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札執行の日時及び場所

令和8年8月10日（月） 午後2時

秋田県秋田市雄和椿川字山籠40番地1 秋田県航空基地庁舎 2階応接室

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) その他

- ア 入札書は封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に付する事項」を記載の上で提出すること。
- イ 入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。
- ウ 入札執行回数は、2回までとする。
- エ 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) 入札者がくじを引かない場合は、秋田県総務部総合防災課消防保安室消防防災航空隊チーム職員が代わってくじを引くものとする。
- (3) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (4) (3)によって落札者が決定しなかった場合は、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(3)の確認等を行うものとする。
- (5) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (6) 契約担当者は、(3)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札（免除が認められた者を除く。）
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 記名押印を欠く入札
- (10) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (11) 上記に定めるもののほか、入札説明書で示した条件に違反すると認められる入札

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、仕様書等を熟知しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる入札参加資格を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 当該回転翼航空機の装備品を日本国外で修理する場合は、当該装備品は航空法第17条第3項及び同法施行規則第30条の2によるものとする。
- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 契約締結は4で配布した契約書案によるものとする。
- (10) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則の定めるところによる。

11 問い合わせ先

郵便番号010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠40番地1

(秋田県航空基地庁舎) 秋田県総務部総合防災課消防保安室

消防防災航空隊チーム

電話番号018-886-8103 FAX018-886-8105